



加工食品における複合原材料の表示方法について

平成26年6月20日
消費者庁食品表示企画課

加工食品における複合原材料の表示方法について

現行の考え方

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号アの規定により、2種類以上の原材料からなる中間原材料(以下「複合原材料」という。)を使用した加工食品にあつては、その複合原材料の表示は、

「複合原材料の名称の次に括弧を付して、当該複合原材料の原材料を当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の多い順が3位以下であつて、かつ、当該割合が5%未満である原材料について、「その他」と記載することができる。」

と規定されている。

したがって、現行の基準では、複合原材料の名称を記載せずに、構成する原材料のみをそれぞれ個々に分割して表示することはできないという解釈となる。

表示例

複合原材料名

複合原材料の原材料名

原材料名: マヨネーズ (食用植物油脂、全卵、醸造酢、食塩、香辛料)、、、

① 複合原材料の原材料が3種類以上ある場合、その複合原材料に占める割合が3位以下で、かつ、重量の割合が5%未満となる原材料は、「その他」と表示することができる。

原材料名: マヨネーズ (食用植物油脂、全卵、醸造酢、その他)、、、

② 複合原材料の最終製品に占める割合が5%未満となる場合、複合原材料の原材料の記載を省略できる。

ミックスサンドに使用したマヨネーズが5%未満の場合、複合原材料の原材料の記載を省略し「マヨネーズ」とのみ表示することができる。

③ 複合原材料の名称からその原材料が明らかな場合には、複合原材料の原材料の記載を省略できる。

マヨネーズはドレッシング及びドレッシングタイプ調味料品質表示基準で明確に定義され、名称から原材料が明らかな場合に該当することから、複合原材料の原材料の記載を省略し「マヨネーズ」とのみ表示することができる。

現行の複合原材料の表示方法によらず、構成する原材料を個々に分割して表示することの問題点

課題

- 1 現行、食品を製造する際に、中間原材料を仕入れて、それを使用する場合には、中間原材料を使用していることが分かるように、複合原材料という形で、表示することを原則としている。
これは、当該工場で、一次産品等から一貫して製造していることと区別することができるメリットがある。
- 2 これに対して、コーデックスでは、中間原材料にあつては、複合原材料として表示することができるという規定となっており、必ずしも複合原材料の表示をすることを必須とはしていない。

CODEX (STAN 1-1985) 抜粋 (出典:農林水産省ウェブサイトより)

4.2.1.3 二種類以上の原材料から成る製品であつて、原材料として用いられるものを複合原材料という。複合原材料については、その原材料を重量の重いものから順に、複合原材料のすぐ後に括弧を付して表示する場合には、原材料一覧中に複合原材料として明記することができる。複合原材料(コーデックス規格又は各国の法律においてその名称が規定されているもの)が当該食品の構成割合の5%に満たない場合は、その原材料を表示する必要はない。ただし、最終製品において技術的機能を発揮している食品添加物にあつては、この限りでない。

- 3 一方、構成する原材料を個々に分けて表示することとした場合には、複合原材料表示のように一部の原材料を「その他」として省略することはできず、重量順に全て列記することになる。ただし、いくつもの原材料からなる中間原材料を使用した場合には、5%以下の原材料も全て表示することとなり、限られた面積の中で、事業者にとって負担となることもあることから、現行のルールが定められた経緯がある。
- 4 消費者への情報提供を考慮すれば、中間原材料であっても、個々に分割して全ての原材料を表示することにより、情報が明確になるなどのメリットはある。ただし、中間原材料を、複合原材料名を省略して、個々に分割して表示することは、1の原則とは反することとなり、一定の要件を設定するなどして、消費者にメリットがある場合に限るなどの合理的理由付けが必要となる。
- 5 以上、現行の基準どおり、全ての複合原材料について一律に表示をすることが、消費者にとって分かりやすい情報提供となっているのが課題となる。

複合原材料表示を分割して表示することができるとした場合の条件(案)①

新基準の考え方

- 加工食品の原材料名の表示は、最終製品を製造する事業者が使用する状態の原材料を、一般的名称で表示することを原則とする。
- その上で、中間加工原料を使用した場合であって、消費者がその内容を理解できる名称となっておらず、複数の原材料を単に混合(合成されたものを除く。)しただけなど、当該複合原材料の名称を表示しても、消費者に対して中間加工原料に関する情報を提供するメリットが少ないと考えられる場合に限定して、複合原材料を構成する原材料を個々に分割して表示することができることとする。
- ただし、一次産品等から一貫して製造していることを誤認させないように区別して表示することも重要であるため、下記の条件1及び条件2の両方を満たす場合であって、消費者への情報提供として合理的な理由がある場合に、分割して表示することを可とする。

(条件案1)

中間加工原料を使用した場合であって、消費者がその内容を理解できない複合原材料の名称の場合

(条件案2)

中間加工原料を使用した場合であって、複数の原材料を単に混合(合成したものは除く。)しただけなど、消費者に対して中間加工原料に関する情報を提供するメリットが少ないと考えられる場合

複合原材料表示を分割して表示することができるとした場合の条件(案)②

例① ○○ミックス粉とバターを使用して製造された製品

複合原材料: ○○ミックス粉

複合原材料中の原材料: 小麦粉、砂糖、コーンスターチ、アーモンドパウダー、ココアパウダー、乾燥卵黄、食塩

<表示例>

○ 複合原材料による表示

原材料名	○○ミックス粉(小麦粉、砂糖、コーンスターチ、アーモンドパウダー、 <u>その他(卵を含む)</u>)、バター、膨張剤、香料
------	---



○ 分割して表示する方法

原材料名	小麦粉、砂糖、 <u>バター</u> 、コーンスターチ、 <u>アーモンドパウダー</u> 、 <u>ココアパウダー</u> 、 <u>乾燥卵黄(卵を含む)</u> 、 <u>食塩</u> 、膨張剤、香料
------	--

(分割して表示することによるメリット)

- ・ 「○○ミックス粉」という名称では、消費者がその中身を容易に把握できる名称となっておらず、構成する原材料の種類が多い場合には、分割して表示したほうがわかりやすい場合がある。
- ・ 複合原材料の一部の原材料を「その他」と表示した場合、消費者は、「その他」の原材料を特定することができないが、個々に分割して表示することで、「その他」の原材料を特定することが可能

例② 砂糖と卵黄を混合した加糖卵黄を使用して製造された製品

複合原材料: 加糖卵黄

複合原材料中の原材料: 卵黄、砂糖

<表示例>

○ 複合原材料による表示

原材料名	<u>加糖卵黄(卵黄(卵を含む)、砂糖)</u> 、小麦粉、バター、レーズン、砂糖、膨張剤
------	---



○ 分割して表示する方法

原材料名	小麦粉、バター、 <u>卵黄(卵を含む)</u> 、 <u>砂糖</u> 、レーズン、膨張剤
------	--

(分割して表示することによるメリット)

- ・ 個々の原材料が数種類のみで、分割してもしなくても、個々の原材料は省略されず、重量の順番が正確に表示される。
- ・ 表示する字数が少なくなる。